

らない、との神の声に接してついに併合を決意した、という有名な話がある。この驚くべきナイーヴさを示す挿話を繰り返し引用してきた歴史家連は、いっそうナイーヴだということかもしれない。しかし、はきちがえたものにせよ使命感やユートピア的理想主義を度外視して、アメリカ外交の特質を把握できるであろうか。

最後に著者は、アメリカの海外領土拡張をめぐる国内論争に触れているが、ここでもまたコンセンサスを強調している。彼によれば、市場拡大という基本的命題に関しては、すでに国民の意見が一致していたため、争点はその手段の問題にしばられた。したがって、フィリピン併合が違憲であるとか、独立宣言や自由・自治の伝統から離脱するといった類の異議は「的はずれ」であったとされる。しかし上のような単純な図式では、フィリピン問題をめぐる大論戦の意義がじゅうぶん解明されないことは、資本主義の理論的弁護者 William Graham Sumner の熱烈な反帝国主義論をとってみても、明らかである。

以上、具体的に示してきたように、本書の最大の欠陥は、アメリカの外交政策を一つのテーマでもって割り切ろうとするため、一元論的な硬直した解釈に流れてしまった点にある。著者は、「単なる戦略的目標」によってアメリカ膨張主義の説明がつかないと主張しながらも、彼自身、経済的側面のみからそれを捉えようとする。この点に関して、著者は特にローズヴェルトの評価を大きく誤っている。ローズヴェルト一派の海外拡張論は、根本的には物質的利得への考慮に基づくものではなく、戦略的計慮や戦闘的な国威宣揚主義に根ざすものであった。彼らは、利己的な「経済的人間」に嫌悪感を抱き、その金儲け主義がアメリカ文明

を墮落させることを憂えたのであった。（この点を力説する Beale の研究が、本書の参考文献の中にあげられていないのは、大きな手落ちと言わねばならない。）膨張主義の経済的背景を明らかにした点は、本書の功績であるが、当時の政治家がこぞって経済的教義を信奉し、この立場から対外政策を議論し立案したと主張することは、また別問題なのである。

外交政策における「現実主義」の定義についても、著者に同調できない。彼は「経済的諸力」すなわち「リアルなもの」と置き換え、それに基づいて行動する人間の「合理」面を強調する。しかし Hofstadter や John Higham などの研究が示すように、帝国熱や好戦主義ムード、あるいは対外的人道主義の熱っぽい盛り上がりは、非合理的要素を無視しては理解できない。膨張主義を経済的要因と直接結びつけて考えるよりも、むしろ当時の経済的危機が90年代の異常な社会的、政治的、心理的、思想的時代相をもたらし、それが対外政策の上に表われたと見るほうが、はるかに立体的かつ総括的な解釈となるであろう。また当然のこととして、対外政策における「合理性」は、予知できない外部圧力によつて大きく制限されるため、世界政治の広い視野からアメリカ外交を位置づけ把握する努力が必要である。

したがって、本稿の冒頭に述べた史学史の流れの中で眺めた場合、本書がその全体的枠組みおよび方法論の点で時代逆行的な性格を帯びていることは否めない。アメリカの膨張主義をめぐる新しい解釈は、Beard 的な史観に立ち帰ることからではなく、激変する世界におけるアメリカの外交目標の再定義、およびそのもたらす新しい史的パースペクティヴの中で展開されていくものと思われる。

（同志社大学アメリカ研究所研究員）

## *The Sovereign Prerogative: The Supreme Court and the Quest for Law.*

By Eugene V. Rostow. New Haven: Yale University Press, 1963.

藤 倉 皓 一 郎

このところアメリカ連邦最高裁判所について書かれる書物が多い。これらの書物は、最高裁判所の働きに批判的なものと、これを積極的に擁護するものに分けられる。ここでとりあげるロストウの *The Sovereign Prerogative* は、明快な論旨と力強い論調でつら

ぬかれた最高裁判所擁護の書である。

最近のアメリカ最高裁判所は、とかく批判的のされがちである。とくに、その判決が社会的に大きな変革をもたらすものであればあるほど、批判の声も大きい。1954年の公立学校における人種にもとづく分離教

育を違憲であるとした「歴史的・革命的」判決が、その後、アメリカ社会にどれほどの変革をもたらしたかを思えば、最高裁判所がふつう考えられてきたように社会的紛争の事後判断をまかせられた「審判」にすぎないとする見方が、いかに現実ばなれしているかが納得されよう。

アメリカ最高裁判所をめぐる論議をみると、裁判所が下す個々の判決の当否についての論争を越えて、アメリカの社会・政治機構のなかで最高裁判所のはたすべき妥当な役割は何かという基本的な問題と取組んだものが多い。法律家の言葉でいえば、最高裁判所のもつ司法審査権の正統性 (legitimacy) と、その行使の妥当な限界について論議が集まっているといえよう。

日本の憲法とは違って、アメリカ憲法には最高裁判所に司法審査権を与える旨の明文規定がない。この権限は、有名な *Marbury v. Madison* (1803) 判決において、最高裁判所がみずから行使できることを宣言したものであるとされている。しかし、それ以来、司法審査権の行使には民主主義の原則に反するのではないかという怖れ *guilt-complex* がたえずつきまとうようである。最高裁判所の判事は任命されれば終身の身分保証をもち、国民の審査に服することもない。このように法廷の席を占めるたった九人の判事が、国民の意志を反映する選挙という正当な手続をへて選ばれた大統領と議会の決定を審査し、ときには、これらの決定を憲法に違反するとして覆えず権限をもつことに対する怖れである。

憲法の番人であるといわれる最高裁判所が、憲法の解釈に名をかりて、第三の立法府 (third legislative chamber) として、あるいは、制約されない権力機構 (*naked power organ*) として活動しているという批判は、こうした怖れにもとづいている。また最高裁判所の判事のなかにも、司法審査権の行使に消極的な見解をもち、この権限をできるかぎり狭い範囲に限定しようとする立場や、司法の自己抑制を説く立場があるのは、司法審査権の乱用の危険を判事みずからが戒めようとすることのあらわれにほかならない。

伝統的な見解によれば、憲法をはじめとする法を「解釈」することが最高裁判所の主要な役割であるとされてきた。ところが、最高裁判所の下す判決を現実的に分析すれば、その判決が、たんに法の解釈にとどまるとは見られないことが多い。最高裁判所にまでもたらされるような事例の多くは、まさに法の解釈によっては結論のないような相争う社会的価値の対立を

ふくんでいる。このような事例の判決とは、判事がいづれか一方の価値を選択することにほかならない。この意味で、判事はただ法を解釈するのにとどまらず、価値の選択によって立法者と同様の役割をはたすのであるといえる。こうした判事の法創造の役割をどこまで承認するかが、最高裁判所をめぐる論議のいま一つの側面であるといえよう。

ロストウが本書で展開する主張は、最高裁判所の積極的な司法審査権の行使を認め、判事の法創造の役割を意義づけようとするものである。こうした主張は、かれのみずから認めるように、最高裁判所の機能をめぐる論争においては、いぜん少数派に属している。しかし、アメリカ法思想における偉大な先駆者のなかに、かれの主張の支持者を見出すことは容易である。本書の題名となった *Sovereign Prerogative* はホームズ判事の次の言葉からとられている。

「一方にはある類推が、他方には他の類推ができるような、疑わしい事例がもたらされたときに、われわれの前にあるのは、実は、たかいいに他に支配を及ぼそうとし、双方がともに望みを達することはできない、二つの社会的欲望の間の相剋であるということをおぼろげに忘れないことが最も重要であると思う。… 疑いのあるところでは、たんなる論理は役に立たない。たとえ仮装され、あるいは無意識的であっても、判事は選択という『至高の大権』を行使するよう求められているのである」。

ロストウの基本的な立場は、社会政策を実践に移す手段として法をとらえる。社会が変化する過程の切り離せない部分として法をみる。そして、変化する社会の要請に対応して、判決による法の創造を行うことが判事に課せられた限界はあるが、しかし避けえない義務であるという事実を当然のこととして承認するのである。ロストウのこうした立場は、あきらかに法現実主義者の主張を受継ぐものである(第1章 *American Legal Realism and the Sense of the Profession*)。一世代まえ、ニュー・ディールの際に、現実主義法学の旗じるしを掲げて、はなばなしく登場したリアリストたちは、伝統的法学の批判者であり、したがって、固定化した法原理の解釈のみを至上の任務として、進歩的な社会立法を阻んだ当時の最高裁判所への痛烈な批判者であった。ところが、最近の最高裁判所をめぐる論争においては、攻守ところをかえて、リアリストの主張をうけつぐ者が、裁判所擁護の側に立っていることはきわめて興味ぶかい。ことに、公立学校におけ

る人種分離教育を違憲であるとしたブラウン事件判決が、中立性・普遍性をもつ法理によって十分に理由づけられていないと主張する批判者と、これを反駁するリアリストとの間にまき起された論争は、最高裁判所の機能、さらに法の目的についての相異なる見解をあざやかに示している。

ブラウン事件判決は、憲法修正第14条の「法の平等の保護」を論理的に解釈して下されたというよりも、分離教育が黒人生徒に与える心理的悪影響ということが判決の大きな理由となっている。判決過程における法理・ルール役割は限られたものであるとし、法が社会の要請に応えるためには、判決のよりどころとして、広く社会的、心理的要因を考慮すべきであると説いたリアリストの多年の主張が、いわばブラウン事件判決に具体化されたということができよう。一方、この判決の批判者は、判事の立法機能を否定するものではないが、判事の下す判断はその事件に妥当するのみではなく、他の同様の事件にも妥当する一般性・普遍性をもつことが必要である。判決がこうした普遍性をそなえるためには、法理・ルールにもとづく理由づけが充分になされねばならないと主張する。法理・ルールの理由づけを欠く裁判所の判決は「判事の個人的価値判断を他人の口に押し込む」ことにはほかならないというのである。これに対して、リアリストの側から、判事が判決にいたる過程において法理・ルールのはたす役割を過大視することは「王様のからだをおおい隠し、かれに威厳と一般の承認をもたらす着物をデザインする」ことであると反論している。

このような論争において、ロストウは最高裁判所擁護の急先鋒として、快刀乱麻、論敵を斬りすてる。ロストウによれば、ブラウン事件判決は、まさしく判事にゆだねられた『至高の大権』の行使を必要とする例であり、法理・ルールにもとづく中立性・普遍性を云々するよりも、判事にゆだねられた「大権」行使の責任を、判事をふくめて法職にあるすべての者が自覚することこそ肝要であるというのである。

このロストウの立場は、本著のなかでの主論文と見られる〈第5・6章 The Democratic Character of Judicial Review〉のなかで理論的に発展させられている。ここでロストウは、最高裁判所は「社会的利益の相剋をとりあげて〈最後の審判〉を下すべきではない」とか、「基本的権利の保護にかんして、裁判所をたよりすぎることは、国民をして議会に適任者を選ぶことに無関心たらしめ、ひいては民主政治を危うくす

る」という主張に真向うから反論している。かれによれば、最高裁判所にあたえられた司法審査権の民主的性格は、憲法自体のなかから導かれる。とくにハミルトンの見解を援用しながら、ロストウは憲法制定のときに独立の司法機構を定め、これに多数派の圧政に対して少数派を保護する主要な責任をゆだねる決定が行われたのであり、これが司法審査権の民主的な基礎であるとしている。

このような基本的な立場にたつて、ロストウは、最高裁判所が判決をとおして、みずから妥当と判断する政策を明確化し、選択し、かつ実践への手段をとるという積極的な役割をはたすことを主張する。こうしたかれの見解にてらして、最高裁判所が積極的な役割をはたさず、その責任を欠いた例として、ロストウが痛烈に批判するのは〈第7章 The Japanese-American Cases〉(藤倉訳「日系アメリカ人事件」同志社法学90・91号参照)である。

この論文は戦争終結の年に、エール・ロー・ジャーナルに発表されたもので、その短縮版がハーバー誌にも掲載されたが、戦時中の日系アメリカ人の取扱いの不当を鋭く指摘して、政府、軍部を非難し、その措置を容認した最高裁判所の判決を批判した論文として歴史に残るものであろう。ロストウの明快な論述と詳細な論証とあいまって、不正を正そうとするかれの情熱がその達意の文章のすみずみにまで行きわたり、いまでも読む者の胸をうつ。

冒頭、「西海岸における日系人の抑留は、多年のうちに、われわれの自由がうけた最悪の打撃である」と述べているように、ロストウによれば、大統領の行政命令によって個別の令状もなく、審理もなしに、西海岸の日系アメリカ人が抑留、移転させられたことは、あきらかに憲法に保障された人権の侵害であり、戦争という非常事態によっても正当化することができない行為であった。

抑留された日系人の数は十万人をこえ、うち七万人がアメリカ市民であった。抑留移転計画がはじまってから三年後に、いぜん、約七万人がキャンプに入れられたままであった。

この問題が最高裁判所に到達した時には、こうした措置を正当化するといわれた危機はすぎ去っていた。裁判所が直面した争点は二つあった。第一は移転計画の必要性についての軍部の判断を自動的に受け入れるべきか、あるいはこの問題について司法調査が必要であるとすべきか。第二は戦争遂行には西海岸の日系ア

メロ人口を排除し、拘留する必要があるという軍部の判断には、実際の裏付けがあったかどうか。ロストウは続けての次のように述べている。

「もし裁判所が勇気をもって、すすんで法を擁護し全計画を違法であると判決していたならば、この出来事は国家的不祥事ではあったが、一時的な、すべて取りかえしのつく事件として終わったであろう。しかし裁判所は思いきりのわるい遅延のあとで、計画の主要点を支持した。このことは戦時の愚かな事件を政治的原理と法の永久部分とにしてしまった」。

ロストウは戦時の緊急事態という名のもとに行われたアメリカ社会の少数派の人権侵害を、最高裁判所が正す勇気をもたなかったことを批判する。判事に法創造の自由を認めるかわりに、その権限の行使にあたって判事は責任を自覚しなければならないことを強調するロストウの立場は、人々の道徳的責任に直接うったえかける説得力をもっている。ロストウの日系アメリカ人事件にかんする判決批判の理論には、たしかにすぐには一般の憲法学者の支持を得るのがむつかしいよ

うな主張をもふくんでいる。たとえば、緊急非常事態が去ってから下された判決において、最高裁判所は開戦直後の軍部の判断を、その当時の時点にたって審理するにとどまらず、判決を下す時点までの諸情勢の変化をも当然に考慮に加えるべきであるとする主張などは、議論の余地があるといえよう。しかし、それにもかかわらず、日系アメリカ人事件判決において最高裁判所が他の政府分門が犯した誤りを正しえなかったことは、『至高の大権』にともなう責任を全うしていないとするロストウの論難は、以後の最高裁判所を積極的な活動へとつながした、すくなくとも一つのモメントとして評価されるものであろう。

本書は別々の機会に発表された論文を集めたものであるが、リアリズム法学の立場にたって、最高裁判所による司法審査権の積極的な行使を主張するロストウの終始一貫した論旨につらぬかれている。なおネイザンセンによる本書の著者の立場に好意的な書評が 77 *Harvard Law Review* 1361 (1964) に掲載されている。  
(同志社大学法学部専任講師)

*The United States and The Ear  
Eastern Crisis of 1933-1938: From the Manchurian  
Incident Through the Initial Stage of the Undeclared  
Sino-Japanese War.*

By Dorothy Borg. Harvard University Press: Cambridge, Mass., 1964.

麻 田 貞 雄

1930年代におけるアメリカの極東政策については、これまで数多くの著作があらわれた。しかしそのほとんどが、満州事変あるいは日米開戦直前の2、3年を取り扱ったもので、中間の時期については、本格的な研究がなかった。1933年から1938年までの5年間といえは、満州事変に引き続く日本の大陸進展、ワシントン条約体制の崩壊、中国における抗日運動の展開、日中戦争の勃発など、動乱の時代であり、アメリカの極東政策にとっても多難な時期であった。本書の価値はこの空白を埋めるのみにとどまらず、従来一般に行なわれてきた解釈を大幅に修正している点にある。

衆知のように、第二次世界大戦後アメリカ史家の間で、米参戦をめぐる Roosevelt 外交について論争が繰り広げられた。この論戦には、ニュー・ディール時代からの「孤立主義陣営」と「国際派」の対立が持

ち込まれ、さらに冷戦下の緊張から生じたアメリカ国民のフラストレーションが反映されるようになったため、党派的感情に強く彩られていた。Roosevelt 外交の極端な批判者—たとえば Charles A. Beard, Charles C. Tansill, Harry Elmer Barnes など—は、大統領がヨーロッパ戦争に「裏口」から介入する策略をめぐらし、巧みに日本を対米攻撃にむけたと論難した。「改訂派」と自称する、これら歴史家の極論は、「正統派」の学者—特に William Langer および S. Everett Gleason—の権威ある研究によっておおかた論破されつくしたかのように見えた。ところが新しく、全く異なった角度、つまり「道徳家的・法律家的アプローチ」の非現実性といった観点から Roosevelt と Hull の外交を非難する見方が台頭した。George Kennan の系統をひくこの解釈は、Paul Schroeder